

## 至誠館大学学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理及び運営、その他必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、学生の勉学に適する環境において、起居をともにし、自主的に規律された共同生活を通じて社会性のかん養と人格の向上に資するための施設とする。

(設置)

第3条 本学に、次の学生寮をおく。

- (1) 第一学生寮
- (2) 第二学生寮
- (3) 第三学生寮

(管理運営責任者)

第4条 学生寮の管理及び運営に関する責任者は、学長とする。

2 学生寮に管理人をおく。

3 管理人は、学長の命を受け、学生寮の日常の業務を処理する。

(学生寮管理運営委員会)

第5条 学生寮の管理運営に関し、具体的方策を審議し、その円滑を図るため学生寮管理運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(入寮資格)

第6条 学生寮に入寮できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学に在籍する学部学生で別表1の入寮対象学生
- (2) その他学長が特に認めた者

(入寮申請手続き)

第7条 学生寮に入寮を希望する学生（入学予定者を含む。第10条において同じ）は、入寮申請書に関係書類を添えて学長に申請するものとする。

(入寮の選考)

第8条 入寮の選考は、次の事項を勘案して委員会の議を得て学長が行う。

- (1) 経済状況
- (2) 自宅からの通学の可否
- (3) 健康状態その他

2 入寮の選考に当たり、事前に寮生代表の意見を聴くことができる。

(入寮許可)

第9条 入寮を許可したときは、入寮許可書を本人に交付する。

(入寮手続き及び許可の取り消し)

第10条 入寮の許可を受けた者は、誓約書、その他必要書類を、学長まで提出しなければならない。

2 入寮を許可された者が手続きを怠り、若しくは指定された期日までに入寮しないとき、又は寮選考の過程において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、学長は、その者の

入寮許可を取り消すことができる。

(入寮の時期)

第11条 入寮日は、原則として4月とする。ただし、欠員がある場合には中途においても入寮させることがある。

2 入寮許可を受けた者が事情により入寮を辞退するときは、速やかに届け出なければならない。

3 入寮の際は、学生寮管理運営委員会（以下「委員会」という。）と管理人立ち会いのもとに入寮する。

(在寮期間)

第12条 在寮期間は、原則として修業年限の範囲内とする。ただし、特別な事情により委員会が認める場合は延長することができる。

2 削除

(寮費)

第13条 寮費の額は、別表1のとおりとする。

2 寮費は、原則として毎月25日までに翌月分を納入しなければならない。

3 入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、1か月分を納めなければならない。

4 既納の寮費は、原則として返還しない。

5 入寮時に学生寮管理料として30,000円徴収する。

(自動車駐車場)

第14条 学生寮には寮生の使用に供するため、自動車駐車場を設ける。

2 自動車駐車場を使用しようとする寮生は、学生寮駐車許可申請書を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 自動車駐車場を使用している寮生が、自動車駐車場を使用しなくなるときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

4 駐車場を利用する者から、駐車場の駐車管理料(以下「管理料」という)として1か月3,000円を徴収するものとする。

5 既納の管理料は、返還しない。ただし、学長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(光熱水料等の経費負担)

第15条 私生活に使用する電気等に要する経費は、寮生の負担とする。(第三学生寮は除く)

(規程等の遵守)

第16条 寮生は、本規程及び下記の項目を遵守しなければならない。

1. 生活上の遵守事項

(1) 寮生の門限は午前0時とする。やむをえない理由により門限をすぎる場合は必ず管理人に連絡すること。

(2) 異性の居室出入りを禁止する。

(3) 削除

(4) 喫煙は所定の場所のみとし、居室内では禁煙とする。

(5) 未成年に飲酒を勧める行為は禁止する。

(6) 石油ストーブ、その他火気は使用しない。

## 2. 迷惑行為の禁止

- (1) 犬、猫その他ペットの飼育。
- (2) 大声をあげる、他人の迷惑となる音量でのテレビやオーディオ機器の視聴、楽器演奏を行うなどの騒音行為。
- (3) 暴力行為及び賭博行為。
- (4) 爆発性、発火性を有する危険物を製造または保管すること。
- (5) 暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ネズミ講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀秩序を乱す行為を行うこと。
- (6) 階段・廊下等共有スペースへ私物の残置、許可された場所以外への印刷物の掲示。
- (7) その他、他の入寮者及び近隣居住者に迷惑がかかると管理者が判断した行為。

### (施設の保全)

第17条 寮生は、居室、共同施設その他学生寮の施設を正常な状態に保全するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室に許可なくして工作を加えないこと。
- (3) 居室および共同施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (4) 故意又は過失により施設設備及び備品を、損傷、汚染又は滅失したときは弁償すること。ただし、不可抗力その他やむを得ないと認められるときは、これを減免することができる。
- (5) 防火防災、保健衛生その他必要な事項については、大学の指示に従い協力すること。

### (非常時の立ち入り)

第18条 委員会及び管理人は、火災、盗難その他異常が認められるとき、または、疑いがあるとき、寮生の承諾を得ないで居室へ立ち入ることができる。

### (学生寮の施設利用)

第19条 学生寮は、原則として寮生以外の宿泊及び施設の利用を認めない。ただし、寮生以外の者から特別の理由により願い出のあったときは、所定の条件を付してこれを許可することがある。

### (退寮手続き)

第20条 退寮を希望する者は、退寮届を提出し、その許可を得なければならない。

### (退寮措置)

第21条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は退寮を命ずるものとする。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき
- (2) 第12条に定める入寮期間を超えたとき
- (3) 寮費又は第15条に定める経費の納入を3か月以上怠ったとき
- (4) 学生寮において風紀秩序を著しく乱す行為のあったと認められるとき
- (5) その他学生寮の管理運営に著しく支障をきたす行為のあったとき

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は委員会の議を経て退寮を命ずることができるものとする。

- (1) 停学処分を受け、退寮措置が必要と認めたとき
- (2) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められたとき
- (3) 第16条の定める遵守事項を守らなかったとき
- (4) 休学または留学が長期にわたるとき

3 退寮を命じられた者は、退寮を命ぜられた日から14日以内に退寮しなければならない。

4 本条第2項の規定により退寮した者は、再入寮を願い出ることができる。

(退寮時等の点検)

第22条 寮生は退寮時又は転室時に居室その他居室に付属する設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けるものとする。

(原状回復)

第23条 居室その他居室に付属する設備及び備品等の点検に際し、退寮する者の原状回復義務の範囲及び大学負担の範囲は、別表2のとおりとする。

2 前項の別表以外に該当しない事例が生じたときは、その都度、委員会が判断する。

(事務)

第24条 学生寮に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

|    |       |    |    |         |
|----|-------|----|----|---------|
| 制定 | 平成19年 | 4月 | 1日 | (制定)    |
| 改正 | 平成21年 | 4月 | 1日 | (第1回改正) |
|    | 平成23年 | 4月 | 1日 | (第2回改正) |
|    | 平成26年 | 4月 | 1日 | (第3回改正) |
|    | 平成31年 | 4月 | 1日 | (第4回改正) |
|    | 令和2年  | 4月 | 1日 | (第5回改正) |
|    | 令和3年  | 4月 | 1日 | (第6回改正) |
|    | 令和4年  | 3月 | 1日 | (第7回改正) |
|    | 令和6年  | 4月 | 1日 | (第8回改正) |

なお、第6条及び第13条に定める入寮資格、寮費に係る別表1は令和7年度入学生から適用するものとする。ただし、令和6年度以前の第一学生寮費及び第二学生寮費は、従前のまま別表1のとおりとし、第三学生寮費については25,000円とする。

令和6年10月1日(第9回改正)

令和7年10月1日(第10回改正)

別表 1 (第 6 条・第 13 条関係)※令和 7 年度入学生から適用

| 寮 名   | 入寮対象学生 | 寮費(月額)               |          |
|-------|--------|----------------------|----------|
| 第一学生寮 | 女子学生   | 25,000 円             |          |
| 第二学生寮 | 男子学生   | 1DK タイプ              | 25,000 円 |
|       |        | 1 ラウンジ 4 ルーム<br>タイプ  | 15,000 円 |
| 第三学生寮 | 男子学生   | 30,000 円<br>(光熱水料含む) |          |

別表 2 (第 2 3 条関係)

| 区 分                   | 入 寮 者 負 担                                                                                                                                   | 大 学 負 担                                                                                                          |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 床<br>(ビニール床<br>・タイル等) | 1. 床に飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ<br>2. 引っ越し作業で生じた引っ掻きキズ<br>3. ヤカン等の熱によるビニール床タイル等のふくれ<br>4. 禁則行為(タバコ等)によるビニール床タイル等の焦げ                                | 1. ビニール床タイル等のワックスがけ<br>2. 家具の設置による床のへこみ、設置跡及びキャスター付き椅子等による床のキズ、へこみ<br>3. ビニール床タイル等の色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの) |
| 壁・天井<br>(クロス)         | 1. キッチンの油污れ<br>2. 禁則行為(タバコ等)によるヤニ、タールの汚れ<br>3. 結露を放置したことによるカビ、シミ<br>4. 壁等のクギ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの)<br>5. 天井に直接つけた照明器具の跡 | 1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(電気やけ)<br>2. 壁に貼ったポスター等の跡<br>3. クロスの変色(日照等の自然現象によるもの)                                        |
| 建具                    | 1. 入寮者によるガラス・網戸等の破損<br>2. 引っ越し作業や日常の使用で生じた柱等のキズ                                                                                             | 1. 網戸の張替<br>(劣化が認められるもの)<br>2. 自然災害により破損したもの<br>3. ガラスの亀裂(構造により自然に発生したもの)                                        |
| 設備・その他                | 1. 全体のハウスクリーニング(専門業者による)<br>2. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の破損及び滅失<br>3. ルームカード及びルームキーの紛失<br>4. その他、規程等を遵守していなかったために発生した費用                       | 1. 消毒(キッチン、バス、トイレ)<br>2. ユニットバス等の取り替え<br>3. 設備機器の故障、使用不能(機器の耐用年限到来のもの)<br>4. カーテンの変色・劣化(日照等の自然現象によるもの)           |